

京都市消防局訓令乙第10号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の服装に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

制 服	上 衣	地 質	紺色の布地
		制 式	<p>テールカラーで、ダブルとし、消防き章を付けた銀色の金属製ボタン各2個を2行に付ける。</p> <p>前面の下部の左右に各1個の蓋付きポケットを付け、胸部の左に1個のポケットを付ける。</p> <p>女性用の打合わせは左前とする。</p>
	ズ ボ ン	地 質	上衣と同様とする。
		制 式	<p>長ズボンとし、両もも及び後方の左右に各1個のポケットを付け、後方の左のポケットは、ボタンで留める。</p> <p>裾は、シングルとする。</p>
	ス カ ー ト	地 質	上衣と同様とする。
		制 式	<p>セミタイト型とし、後ろファスナー開きとする。</p> <p>前脇の左右に各1個のポケットを付ける。</p>
事 務 服	地 質	紺色の布地	
	制 式	ブレザー型とし、ボタン2個を付ける。	
消 防 局 章	<p>紺色の合成皮革製の台地とし、銀色の消防き章及び金色の「KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT」の文字をオレンジ色の枠で囲んだものとする。</p> <p>消防局章は、胸部の左に付ける。</p>		
き 章	<p>金属製とし、銀色の京都市紋章の略章（以下「市章」という。）を載せた桜型の台地に金色の消防き章を付ける。</p> <p>直径は12ミリメートル、市章径は11ミリメートル、消防き章は7ミリメートルとし、ピン式とする。</p> <p>き章は、上衣の左下襟に付ける。</p>		

別表第2事務服の項の次に次の1項を加える。

消 防 局 章	制服で職務を執行するとき。
---------	---------------

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)